

四 發行方法	三 用振替法の適	二 の法律項及び根拠	一 發行號名稱及び記	〇 財務省告示第二百六十六号
を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。○へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」へ振替法」といふ。その規定	る参て札発による価に付けるもとの競争て行としるに、その規	國庫短期財務証券大臣麻生太郎	行二令平成二十五条等を次年のとおり告示する。	政府資金調達事務取扱規則へ平成十一年大蔵省の規定に基づき、平成の大蔵省

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 五 四 三 五	千 額 億 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 千 千 十 兆	万 面 六 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 二 五 万 二	円 金 千 金	の 度 債 る か 込	競 債
百 百 千 千	額 万 額	応 額 市 。 ら み	争 市
円 五 六 八	で 円 で	募 の 場 そ の	入 場
十 百 百	四 五	額 範 特 の う	札 特
六 円 二	千 兆	を 圏 別 応 ち	発 別
億 十 八	五 二	割 内 参 募 応	行 参
六 八 十 八	百 千	り に 加 額 募	「 加
千 億	五 八	当 お 者 を 價	と 者
六 九	十 百	て い ご 順 格	い 。
十 千	七 四	る て と 次 の	う 第
一 三	億 十	。 各 の 割 高	。 I
万 百	七 一	申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 一	十 九	九						
払 込 期 日	者 札 参 加	入 所 支 払	場 金 金 額	元 還 期 限	償 入 期 發	行 債 札 競	争 ・ 別 I	非 者 債 加	特 市 市 場	国 市 競 場	入 札 發 競	価 格 價 格	発 行 行 格	替 單 位
平 成 二 十 五 年 七 月 十 六 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を き 受け た 者	日 本 銀 行 額 百 円 支 金 額 を と き 払 は に う 、 つ 。 そ が 月 の 銀 十 五 日	額 面 金 支 額 を き は に う 、 つ 。 そ が 月 の 銀 十 五 日	償 還 金 償 を 償 は に う 、 つ 。 そ が 月 の 銀 十 五 日	當 た し て と 五 年 年 十 月 月 の 業 業 日 に	平 成 大 額 百 円 に 上 に つ の そ れ ぞ 九 九 九 九	十 七 錢 六 厘 百 圓 上 に の そ れ ぞ 九 九 九 九	額 面 金 額 六 額 百 厘 百 圓 上 に の そ れ ぞ 九 九 九 九	額 面 金 額 六 額 百 厘 百 圓 上 に の そ れ ぞ 九 九 九 九	募 七 錢 六 厘 百 圓 上 に の そ れ ぞ 九 九 九 九	十 成 二 數 五 五 年 七 月 十 六 日	額 成 。整 又 倍 五 年 七 月 十 六 日	額 成 。整 又 規 年 金 額 は に 月 十 六 日	額 成 。整 又 規 年 金 額 は に 月 十 六 日